

海外競技会やマラソン・ロードレースに出場する日本陸連登録者のための手続きについて

マラソンブームの昨今、海外マラソンに参加する日本陸連登録者も増えています。

なかには、“公認”記録にこだわるランナーもいます。日本国内で参加標準記録が設定されているレースに出場するためには、“公認”記録が必要だからです。

1. 海外の公認レース

記録が公認されるためには、公認レースに出場しなくてはなりません。

日本国内であれば、制度がしっかりとしており何の問題もなく確認できますが、問題は海外レースです。世界に数あるレースで、どのレースが公認なのか、わからず悩んでいるランナーも多いようです。

目安となるのは、国際陸上競技連盟 (IAAF) が、そのホームページに毎年、発表している世界陸上やオリンピックのマラソンに出場するための参加標準記録資格対象レース一覧です。

(例) 世界陸上北京の対象レース一覧

<https://iaafmedia.s3.amazonaws.com/competitioninfo/cffcd332-2111-4db3-9dc4-34de5890c7a3.pdf>

これらレースは、IAAF の公認自転車計測員のうち B 級以上がコース計測を行い各国陸連が承認していますので、公認の対象とみなされます。

日本人選手が多く出場するホノルルマラソンは、このリストには掲載されていません。ホノルルは、アメリカ陸連のホームページで、IAAF 公認自転車計測員が計測した同陸連が認めるレースであることが公になっているので、公認の対象であることがわかりますが、先の IAAF によるリストにないレースに出場する際には、十分な確認が必要です。

2. 英文資格証明書

公認レースに出場しても、そのまま記録が公認されるわけではありません。

参加するランナーが陸連登録していることが、大前提です。

さらに、厳密には、もうひとつの手続きが必要となります。

陸上競技ルールブックの国際陸上競技連盟競技会規則及び国内適用 第 1 章「国際競技会及び日本国内競技会と出場資格」の国内適用 5 項「国際競技会の参加許可」には、「登録会員が外国で行われる競技会に出場するときは、その所属する本連盟加盟団体を通じて、本連盟の参加許可証と本規則第 1 章と第 2 章によって競技者であることの証明書の発行を申請しなければならない。ただし、その競技会がおこなわれる国の IAAF 加盟団体によって承認された競技会でなければ、本連盟はその競技会の参加許可証を発行しない」と定められています。

この規則に従い、日本陸連から英文の参加許可証（資格証明書）を発行してもらう必要があるのです。

これは世界共通の国際ルールなのですが、知らないランナーがほとんどです。

